

バリアフリーぐんま障害者プラン7

(群馬県障害者計画・第5期群馬県障害福祉計画・第1期群馬県障害児福祉計画)

概要版

平成30年3月 群馬県

本計画の位置づけ・計画期間

本計画は、障害のある人の自立や社会参加の支援等のための本県の施策の基本的な考え方や方向性を明らかにするとともに、障害福祉サービスや障害児通所支援の提供体制の確保等について定め、障害のある人のための施策の総合的な推進を図るものです。

本計画の期間は、平成30年度から平成32年度（2020年度）までの3年間です。

基本理念

障害の有無にかかわらず、お互いを尊重し、住み慣れた地域で自分らしく生きる社会の実現（ノーマライゼーション理念の実現とインクルーシブ社会の構築）

基本目標

（1）お互いの理解の促進、共生社会の実現に向けた取組の推進

障害の有無に関わらず、お互いに人格と個性を尊重するとともに、お互いの理解を深めることにより、共に支え合う共生社会の実現に向けた取組を推進します。

（2）自己決定の尊重、意思決定の支援、当事者本位の総合的支援

障害のある人の自己選択と自己決定を尊重するとともに、適切に意思決定ができるよう支援し、障害のある人の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に配慮した当事者本位の総合的支援を行います。

また、障害のある子どもについては、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮しつつ、子どもの健やかな育成を支援します。

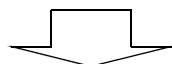
（3）安全で安心できる地域づくり

施設、設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさを向上させるとともに、地域福祉を支える人材を育成し、障害のある人が安全で安心して暮らせる地域づくりを推進します。

計画の体系（基本理念・基本目標・施策体系）

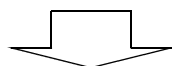
基本理念

障害の有無にかかわらず、お互いを尊重し、住み慣れた地域で自分らしく生きる社会の実現



3つの基本目標

- ① お互いの理解の促進、共生社会の実現に向けた取組の推進
- ② 自己決定の尊重、意思決定の支援、当事者本位の総合的支援
- ③ 安全で安心できる地域づくり



8つの施策体系

- | | |
|-----------------------------|-------------------|
| ① お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等 | ④ 教育の充実 |
| ② 自立した生活の支援と意思決定支援の推進 | ⑤ 文化芸術活動・スポーツ等の充実 |
| ③ 保健・医療体制の充実 | ⑥ 雇用の拡大、就労の促進 |
| | ⑦ 意思疎通環境の整備 |
| | ⑧ 安全・安心なまちづくり推進 |

【障害者施策に関する近年の主な社会的動向】

- ① 障害者権利条約の締結と国内法の整備の進展
- ② 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした障害者スポーツの振興と共生社会の実現に向けた取組の推進
- ③ 「地域共生社会」の実現に向けた取組の推進
- ④ 障害者雇用率の引き上げ

障害者施策の展開（概要と主な取組）

1 お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等

障害のある人への理解を促進するとともに、差別の解消や権利擁護のための取組を推進します。

- ① 障害のある人への理解を促進するための啓発活動や広報の推進
- ② 障害を理由とする差別の解消のための取組の推進、条例の制定
- ③ 障害者虐待防止対策の推進、成年後見制度の利用促進 など

2 自立した生活の支援と意思決定支援の推進

意思決定支援の推進、総合的な相談支援体制の整備、各種福祉サービスの充実を図り、地域で暮らしやすい環境を充実させます。

- ① 「意思決定支援ガイドライン」の普及推進、情報提供の推進
- ② 総合的な相談支援体制の充実、地域生活支援拠点等の整備、医療的ケアが必要な障害のある人を支援するための体制整備
- ③ 障害福祉サービスの充実（自立生活援助の創設、医療的ケアを必要とする人に対する訪問看護の充実 等）
- ④ 住まいの確保等（グループホームの整備 等）
- ⑤ 生活の安定と充実のための施策の推進（各種手当の支給 等）
- ⑥ 福祉サービスを支える人材の育成・確保
- ⑦ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（地域における保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置 等）
- ⑧ 障害のある子どもに対する療育支援の充実（居宅訪問型児童発達支援の創設、医療的ケア児支援のコーディネーター養成 等）
- ⑨ 発達障害についての理解促進・支援体制の整備 など

3 保健・医療体制の充実

障害を早期に発見し、適切な保健医療サービスが受けられるよう体制整備を図ります。

- ① 保健事業の充実
- ② 医療及びリハビリテーションの充実
- ③ 精神保健・医療体制及び高次脳機能障害等支援体制の整備・充実
- ④ 難病患者地域支援対策推進事業の実施
- ⑤ 保健・医療従事者の育成・確保 など

4 教育の充実

特別支援教育のさらなる充実を図ります。

- ① 特別支援教育の充実（高等学校の生徒を対象とした通級指導の充実・発展、特別支援学校高等部の受入体制の充実 等）
- ② 特別支援学校生徒の職業自立の推進（作業学習充実 等）
- ③ 特別支援学校における医療的ケア支援
- ④ 教育職員の専門性の向上 など

5 文化芸術・スポーツ等の充実

障害のある人が文化芸術活動やスポーツ活動に参加できる環境を整備します。

- ① 障害者作品展の開催、障害のある人の文化芸術活動の振興策の検討
- ② 障害者スポーツの振興（各種障害者スポーツ大会の開催、障害者スポーツの情報発信・啓発、障害者アスリートの競技力向上支援） など

6 雇用の拡大、就労の促進

障害のある人がその意欲や適性・能力に応じて就労できるよう、雇用の拡大や就労の促進を図ります。

- ① 障害者就業・生活支援センターの充実
- ② 障害者就労開拓支援委託事業の実施
- ③ 特例子会社の設立促進
- ④ 就労移行支援事業・就労継続支援事業・就労定着支援事業の推進
- ⑤ 障害のある人の工賃向上のための支援
- ⑥ 障害者就労施設等からの物品等の調達方針の策定・推進 など

7 意思疎通環境の整備

障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションが行えるよう環境の整備を進めます。

- ① 障害特性に応じた広報の実施
- ② 意思疎通支援体制の整備（失語症者に対する意思疎通支援者の養成、遠隔手話通訳サービスの実施 等）
- ③ 群馬県手話言語条例に基づく施策の推進 など

8 安全・安心なまちづくり推進

防災・防犯体制の整備・充実を図るとともに、バリアのないまちづくりや交通・移動手段の確保を図ります。

- ① 避難行動要支援者の避難支援体制の整備促進、水害及び土砂災害における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置、災害福祉広域支援ネットワークの構築、災害派遣精神医療チームの体制整備
- ② 犯罪の起きにくい安全・安心なまちづくりの推進、交通安全の環境整備
- ③ 人にやさしい福祉のまちづくり条例の推進
- ④ 交通・移動対策の総合的推進、思いやり駐車場利用証制度の推進 など

その他

特定の重要課題に焦点を当てる記事を「トピックス」、本県の特徴ある取組等の読み物的な記事を「コラム」として、本文の該当箇所にそれぞれ掲載しています。

【トピックス】

- ・ 成年後見制度等の利用促進
- ・ 意思決定支援ガイドライン
- ・ 在宅で生活する重い障害のある人への支援
- ・ 「親亡き後」に備えた支援
- ・ 群馬県手話言語条例に基づく取組



高校生による手話パフォーマンス発表

【コラム】

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員研修（DE T）
- ・ 写真で見る「群馬県の障害者スポーツ振興」
- ・ 主な国際障害者スポーツ大会
- ・ 写真で見る「障害のある人の雇用・就労支援」
- ・ 障害のある人向けのサービスを提供する県立施設（県立リハビリテーションセンター、県立ふれあいスポーツプラザ等）



トップアスリート交流事業

また、「特別支援学校の配置状況」や「障害のある人に対する総合的な相談支援体制のイメージ図」などを掲載し、主要施策の概要について分かりやすく紹介しています。

障害福祉サービスの見込量・数値目標等

1 5つの数値目標

①福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標

項目	目標	
施設から地域生活へ移行する者の数(H29～H32の累計)	222人	※1
施設入所者の削減数(H29～H32の累計)	69人	} ※2
平成32年度(2020年度)末時点の施設入所者数	2,396人	

(備考)

※1 平成28年度末における施設入所者数(2,465人)の9%として設定。

※2 削減数は、平成28年度末における施設入所者数(2,465人)の2.8%として設定。平成32年度(2020年度)末時点の入所者数は、2,465人から69人削減の結果、2,396人と設定。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標 (入院中の精神障害のある人の地域生活への移行等)

項目		目標	
保健、医療、福祉関係者による協議の場 (平成32年度末)		市町村又は各圏域 に設置	
平成32年度における退院率	入院後3か月経過時点	69%以上	} ※1
	入院後6か月経過時点	84%以上	
	入院後1年経過時点	90%以上	
平成32年度末の長期在院者 (1年以上の入院者)の数	65歳以上	1,549人	} ※2
	65歳未満	1,107人	

(備考)

※1 国の指針に基づき設定。

※2 国の指針で示された計算式に基づき設定。

③地域生活支援拠点等の整備に関する目標(平成32年度(2020年度)末までの目標)

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備	市町村又は各圏域に1か所以上

※地域生活支援拠点等とは、次の5つの機能を備えたものをいいます。

- ・緊急時に迅速かつ適切に対応できる相談支援体制
- ・一人暮らしやグループホーム入居のための体験機会の場の提供
- ・ショートステイなど緊急時の受入体制の確保
- ・医療的ケアの必要な障害のある人や重い障害のある人等に対して専門的な対応を行うことができる人材の養成・確保
- ・地域の様々なニーズに対応できる地域の支援体制

④福祉施設から一般就労への移行に関する目標（平成32年度（2020年度）の目標）

項目	目標	
福祉施設から一般就労への移行者数	210人	※1
就労移行支援事業の利用者数	626人	※2
就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合	5割以上	} ※3
就労定着支援事業の支援開始1年後の職場定着率	8割以上	

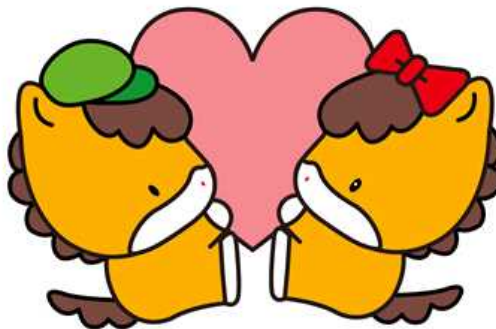
（備考）

- ※1 平成28年度実績（136人）の1.54倍として設定。
- ※2 平成28年度末利用者数（444人）の4.1割増加として設定。
- ※3 国の指針に基づき設定。

⑤障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備に関する目標

（「医療的ケア児（者）支援のための関係機関の協議の場」を除き、平成32年度（2020年度）末までの目標）

項目	目標
児童発達支援センター	市町村又は各圏域に1か所以上設置
保育所等訪問支援を利用できる体制	すべての市町村で利用できる体制を構築
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	市町村又は各圏域に1か所以上確保
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス	市町村又は各圏域に1か所以上確保
医療的ケア児（者）支援のための関係機関の協議の場	県、圏域及び市町村にそれぞれ1か所以上設置（平成30年度末までに） ※市町村単独での設置が困難な場合は、圏域での設置も可。



2 障害福祉サービス等の必要見込量と確保策（概況）

- 平成29年3月の障害福祉サービスの利用者数は、県全体で延べ21,000人を超えており、平成33年（2021年）3月には、県全体で延べ26,000人以上が利用する見込みです。
- このことを踏まえつつ、グループホームや就労系サービス事業所の確保、障害のある子どもの健全な発達を支援するための体制整備等を推進します。

障害福祉サービスの利用者数（これまでの実績と今後の見込み）

■全体

区分	平成24年度 (H25.3)	平成28年度 (H29.3)	平成32年度 (H33.3)
障害福祉サービス利用者数 (サービス毎の延べ人数)	14,869	21,026	26,147

■主な障害福祉サービス（抜粋）

区分	サービス	平成24年度 (H25.3)	平成28年度 (H29.3)	平成32年度 (H33.3)
訪問系	訪問系サービス	2,028	2,456	3,000
日中活動系	生活介護	3,839	4,165	4,565
	就労移行支援	336	443	626
	就労継続支援（A型）	127	391	575
	就労継続支援（B型）	1,749	2,580	3,111
	就労定着支援			284
	短期入所	308	409	576
居住系	共同生活援助 (グループホーム)	1,295	1,838	2,353
	施設入所支援	2,536	2,465	2,396
	自立生活援助			55
障害児支援	児童発達支援	356	615	833
	居宅訪問型児童発達支援			23
	放課後等デイサービス	814	1,945	3,067
	保育所等訪問支援	4	21	107
	福祉型児童入所支援	109	94	90
	医療型児童入所支援	77	62	72

(注) 利用者数は1ヶ月間の実利用者数（人/月）